



『住宅用火災警報器設置促進補助金』

申請受付は3月31日まで

町では、住宅火災から住民の生命・財産を守るために、平成21年度から自治会等の地域ぐるみで取り組みいただいた住宅用火災警報器の共同購入や個人で購入された場合、その費用の一部を補助しています。

火災警報器は、すべての一般住宅で設置することが義務づけられています。補助金の申請は、平成24年3月31日までにお済ませください。なお、これまでに同補助金を交付した世帯は、補助の対象外とさせていただきます。



■補助額…1個につき 1,000円 ※ただし、1世帯あたり2個を限度

■補助の対象…自治会等の代表者、世帯主などの世帯の代表者

■設置（補助）の対象となる世帯…町内に住所を有し、現に居住している世帯

※ただし、下記の①～③世帯は設置の対象となりません

①これまでに同補助金制度すでに住宅用火災警報器を設置された世帯

②アパート等の賃貸住宅、社宅等の事業用住宅に居住している世帯

③「日野町高齢者および障害者等のための住宅用火災警報器給付事業」の制度に該当する世帯

■補助の対象となる火災警報器

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に、**日野町内の販売店**で購入した住宅用火災警報器で、次の①～③のすべてに該当するもの

①日本消防検定協会の鑑定合格品（N Sマーク付き）

②電源は電池式で電池寿命が10年式のもの、または交流式のもの

③煙感知式または熱感知式の警報器（煙感知式…寝室・階段等の「義務設置対象箇所」および他の居室に設置する機種、熱感知式…主に台所への設置に適する機種）

◆申請・問い合わせ先 総務課 総務担当☎6500 有線⑤7762

県道西明寺安部居線の改良をめざして



▲佐久良地先（賀川神社前）での除幕式（11月9日）

県道西明寺安部居線改良促進期成同盟会は、その早期実現を啓発する立て看板を製作し、中在寺、佐久良、中之郷の3か所に設置されました。

同県道は、幅員の狭いところがあり、常永橋等の老朽化した橋梁も架かっています。また、乗用車がすれ違うのが難しい箇所があり、数十年前より変わっていません。

通勤、通学等の重要な生活道路となっていることから、地域の皆さんの改良要望が強く、期成同盟会では看板設置を大きな気運の高まりとしてとらえ、近く、東西桜谷地区を中心に集められた要望署名を添え、改良を要望されます。



蓮花寺バイパスが供用開始されました
平成21年度から工事をされていました県道櫻川西中寺線（蓮花寺バイパス）が、12月9日に供用開始されました。

従来の県道は、蓮花寺地区内を通り、幅員が狭いこと、歩道の設置がないことから、朝夕の通勤・通学の時間帯では大変危険な状況でした。

新たに整備された県道は、2車線歩道つきの道路となり安全性、快適性が高まりました。

今回供用が開始されたのは、東近江市（旧蒲生町）との境から西桜谷公民館前までの1,500mで、事業費5億5千万円を費やし完成されました。なお、一部区間においては3月末頃まで工事が実施されています。